

## 第1編 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、近畿日本鉄道株式会社（以下「社」という。）の旅客の運送及びこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 社が経営する鉄道による旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

2 この規則は、変更することがある。

(注) 本条第1項の別に定める主なもの

運輸営業関係規程類集

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「社線」とは、社の経営する鉄道をいい、「他社線」とは、社と連絡運輸をする西日本旅客鉄道株式会社及びその他の鉄道・軌道をいう。
- (2) 「鉄道線」とは、社所属の難波線・大阪線・山田線・鳥羽線・志摩線・奈良線・京都線・橿原線・天理線・生駒線・田原本線・信貴線・けいはんな線・南大阪線・吉野線・道明寺線・御所線・長野線・名古屋線・湯の山線及び鈴鹿線をいい、「鋼索線」とは、生駒鋼索線及び西信貴鋼索線をいう。
- (3) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- (4) 「時間帯配置駅」とは、一定時間係員が配置されている駅をいう。
- (5) 「巡回対応駅」とは、係員は配置されておらず、必要に応じ、巡回する駅をいう。
- (6) 「列車」とは、旅客の運送を行なう電車をいい、「列車番号」とは、列車運行番号をいう。
- (7) 「特別車両」とは、特別急行列車のうち特別な設備をした車両であって第12条の2の規定による表示をしたものをいう。
- (8) 「キロ」又は「キロ程」とは、営業キロ程（旅客営業規則別表（以下

「別表」という。)第3号)をいう。

(9) 「乗車券類」とは、乗車券、特別急行券、特別車両券及び個室券をいう。

(10) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。但し、自動改札機のない巡回対応駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

(11) 「乗車券類印刷発行機」とは、普通乗車券自動発売機、定期券自動発売機、特急券等自動発売機MT型、特急券自動発売機、乗車券類発行機N型、普通乗車券発行機、乗車券製造機及び携帯型乗車券発行機等をいう。

(12) 「危険品」とは、別表第1号に掲げる物品をいう。

(運賃・料金前払いの原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行なおうとする場合、旅客は、現金をもって、所定の運賃・料金を前払いするものとする。但し、社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃・団体旅客運賃・貸切旅客運賃並びに団体旅客及び貸切旅客に対する料金については、社において特に認めた小切手をもって支払うことができる。

(諸料金切符の発行方)

第5条 旅客の運送について、運賃・料金を収受する場合、旅客に交付する証票を別に定めていないときは、諸料金切符を発行する。

2 諸料金切符の様式は、「運輸収入取扱要領」に定める。

(契約の成立時期及び適用規定)

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定による。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

(1) 乗車券類及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又

は発売の停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法又は乗車する列車等の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込みの列車等の制限

2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第8条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。但し、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払戻しの請求をしない。

2 前項但し書きの規定は、特別急行券についてこれを準用する。但し、不通区間通過となる場合で、その前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

3 列車の運行が不能となった場合であっても、社において他社線の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(キロ程の端数計算方)

第9条 キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第10条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第11条 社において、乗車券類等旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行なう場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が社に提出する書類は、インキ(ボールペンを含む。)をもって記載し、かつ、特に定めるものについては、

これに証印を押す。この場合、発行日付等にあつては、元号で表示されているものであつても西暦で記載することができる。但し、第34条第2項に規定する定期乗車券等購入申込書（通学証明書として発行する場合を除く。）は、黒色のインキ（ボールペンを含む。）又は鉛筆で記入するものとする。

- 2 旅客が、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合（前項但し書きの場合を除く。）は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。
- 3 旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。但し、当社が特に明示した場合を除く。